

Title	朝鮮漢文 : 吏讀文からの昇華
Author(s)	藤本, 幸夫
Citation	語文. 1978, 34, p. 32-38
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68642">https://hdl.handle.net/11094/68642</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 朝鮮漢文

— 吏読文からの昇華 —

藤 本 幸 夫

## 一 まえがき

「朝鮮漢文」と称されるものがある。例えば

a 臣老病窃位 長負罪過 近日則負罪之中 又重得罪 臣自去  
年 濫陞崇班 雖辭避不得 苟充其位 降授次品之職 每每  
懇乞 至於近日 得授次品 則又以不堪其任 不得已辭不敢  
受 小臣病癯 衰朽無勉 合用進退 失拋無狀 已甚 數罪  
降黜 分所宜當 不意 寬典非惟不罪 乃反陞授……

〔退溪先生文集〕 卷八、四三—四四 a)

の如きは、正格漢文に馴れ親しんだ人々にとっては、奇妙に映るであろう。即ち、虚字は少く、述べたい事柄を次々と重ね上げるだけで、成程緊迫感はあり、意図する所は理解できるものの、文のリズムや流麗さを欠き、或は語詞の適切な撰択と布置による彫琢は加えられず、読手に不自然さとする種々の不安感を与える。このような文章は、正式漢文を旨とする『李朝実録』『承政院日記』『備辺司膳録』等に多く、内容的には公文書、記録類に属するものである。従来右のような極めて変格的な漢文を、朝鮮漢文と呼んでいるが、それについて具体的に述べられたことはない。

一般に朝鮮人の漢文能力は、日本人のそれより遙かに勝ると言われるが、それでも和臭に似て朝鮮臭の出るのは、やむを得ないことである。正格漢文を意図しながらも、虚字用法の誤り、適切な語句撰定の錯誤、或はリズムの逸脱等々に起因する変格さは、筆者はこれを朝鮮漢文に入れない。これは専ら漢文習熟度の低さによるもので、中国人にあってすら予想されるものである。我々日本人が英文を種々な誤謬を含んで書いても、それはやはり不習熟な英文であって、日本英文と呼び得ないのと同様である。それでは、例 a は如何なるものであろうか。実はこれは、吏読文から生じたものである。吏読とは、主として朝鮮語の助詞・助動詞、更に少いが副詞・名詞等を、漢字の音・訓を借りて万葉仮名的に表記したものであり、吏読文とは、漢語を漢文或は朝鮮語のシンタクス通りに排置して文意の根幹を作り、その適当な場所に吏読を挿入したものである。

朝鮮において漢字・漢文の占める重要性は、日本のそれを上回り、従って言語生活においても大きい比重を占めるのであるが、従来の朝鮮語史では、漢文・吏読文・朝鮮漢文等を殆んど扱っていない。朝鮮語自体を知るために、表音文字であるハングル文献に重きを置くのはやむを得ないが、やはり大きな欠落と言わざるを得ない。

朝鮮語史における文体論的研究は、朝鮮語独特の漢字語彙の研究と共に、早急に行われるべき課題である。

本稿では簡単に朝鮮に行われる文体について触れ、その後に所謂朝鮮漢文が如何に生じるのかを、退溪李滉と李舜臣の資料を用いて明らかにしたい。

## 二 朝鮮の文体

朝鮮漢文について述べるに当って、朝鮮には漢字を用いた表記法としての文体に、どのようなものがあるのか、簡単に触れておきたい。従って、ここではハングルは一応度外視される。まず朝鮮語自体に関連する文体として、

(一) 吏読体 前述したが、日本の宣命に似る。四五一年と推察される資料に吏読の片鱗が窺われ、主として公式の文書・記録において、今世紀初途用いられた。

(二) 誓記体 「壬申」なる干支を持つ、石片に刻された誓いに関する文章で、漢語を朝鮮語のシンタクスに順って配列しただけである。「人麻呂歌集」における「古体」<sup>②</sup>に似る。「壬申」は五五二、六一二又は七九二年に比定されている。

(三) 郷札 吏読のように主として文法要素を、漢字の音・訓を用いて示すだけでなく、漢語表記の名詞・動詞まで、殆んどすべてを訓読する。これを郷札と言うが、これによって表記された「郷歌」が、新羅時代二五首、高麗時代一首伝存する。

(四) 口訣 仏書又は儒書の行間に書き込まれた送り仮名で、漢字の音・訓によって文法要素を示している。吏読に似るが、文字用法の異りがある。口訣には漢字の略体が用いられるのが

特徴であり、日本のカタカナに似るのもある。これは講義を聞きながら書き留める所に、起源するのであろう。高麗時代に一点、そして李朝時代の資料が存する。

(五) (正格) 漢文 未習熟による誤りのあるものを含めて、正格漢文を範としたもの。

(六) 吏文体 中国の吏文に倣って、中国との外交文書に用いられ、吏語といわれる特殊な語彙を含む。「高麗史節要」には元との間に交わされた吏文があり、又吏文を集めた『吏文』なる書も残されている。

(七) 日記体 これは日記に用いられるもので、例えば眉巖柳希春(一一一三―七七)の『眉巖日記草』には、

十八日 晴 朝日出後 与主宰朴君応順相見 為人温雅可愛 又以大憲之兄 忘其勢而執礼 亦人之所難也 对飯而出 已時 到独山弥勤傍舍 飲湯水而行 至善好駅遞馬 以奴致山・開金・大工等 濫騎籠馬 各答數十 日映入 振威 主宰泉令爺泳德潛 判尹絳之子也 出祇迎 余不受 相見对飲食談話 亦可人也(丁卯十一月一日)

夕燈下 与夫人議家計 夫人歴教潭陽田番 余因記于夫人私集冊 大概番全七石九斗落只 田太種一石十八斗落只爾

(乙亥一月一六日)

の如くある。日々の出来事を主とし、他人の目に曝す意図がないため文飾はなく、結果的には例 a の朝鮮漢文に類似してくる。語彙的には「番」(Gap 水田)、「落只」(Tali 田畑の面積単位)、「太」(Tae 豆)等が認められるが、この他にも

(八) 朝鮮獨特の語彙が多く含まれる。  
朝鮮漢文 下述

三 朝鮮漢文

(イ) 李滉の呈辭より

先ず実例より見てゆこう。

b' 臣矣段 多年重病以 節大司成除授後 必于經涉二朔為白良

b' 臣以多年重病 前為大司成時 雖經涉二朔

置 其間仕進 不過數日 因犯風寒 心熱上氣証暴発 痰壅腹脹

其間仕進 不過數日 因犯風寒 上氣証暴発

日益沈困 不得已 三次呈辭 從願得遞 即時軍職付授 天恩罔

不得已 三次呈辭 從願得遞 即時軍職 天恩罔

極為白置 臣病段 偶然得発例不喻 病根深痼 元氣耗損 羸憊

極 臣之病 非偶然得発 病根深痼 元氣耗損 羸憊

枯稿 皮骨相黏 面無人色 僅統性命 少発他証 已玷於危急乙

枯稿 僅統性命

仍于 至今謝恩不得 日夜惕息為白如乎次 不意 本月初七日政

至今未得謝恩 日夜惕息 不意 本月初七日政

特命陞秩嘉善 為工曹參判 臣聞命驚惶 罔知措躬 小臣庸謬朽  
特命陞秩嘉善 為工曹參判 聞命驚惶 罔知措躬 臣庸謬朽鈍

鈍 無物可比 病人膏肓 每負困恩 悶望情由乙 前已瀝血陳訴

無物可比 病人膏肓 每負困恩 悶望情由 前已瀝血陳訴

非止一二 區區誠意 未能上達 至以辭退之懇 反為陞進之梯

非止一二 區區誠意 未能上達 至以辭退之懇 反為陞進之梯

恩命荐異 物情駭恠 曠官窃祿 人臣大罪 二品重

非徒恩命荐異 物情駭恠 曠官窃祿 人臣大罪 二品重

卿 爵位非輕 設使臣不顧是非 冒昧承受為白在如中 有罪自

卿 爵位非輕 設使臣不顧是非 冒昧承受 是有罪

匪 見利忘分 本品則称病辭縮 陞秩則抗顏叨窃 其為無恥

自匿 見利忘分 本品則称病辭縮 陞秩則抗顏叨窃 其為無恥

孰不睡 鄙臣寧甘心謹罰 不敢玷汚名器

孰不睡 鄙臣寧甘心謹罰 不敢玷汚名器

況跡今如殿最之時 曹堂上三員以 參議段置

赴京未還 判書一員 此分以 加于事体未安

為白昆<sup>シロクニ</sup> 臣矣新授嘉善加乙良<sup>ハ</sup> 参判職并以<sup>トモニ</sup> 改正本差為白昆<sup>シロクニ</sup> 只為云

臣新授嘉善加及 参判職 請並改正云

〔退溪先生文集〕卷八、一一b—一二b)

伝曰給由〔明宗実録〕卷三四、七九b)

bは退溪李滉(一五〇一—七〇)の『退溪先生文集』卷八所収の、退溪が職を免ぜられんことを乞う呈辭、「乞致仕状」全五一文中の一である。傍線部が所謂吏読であるが、筆者の管見によれば、文集にこのような吏読が、しかも呈辭(官員が辭職・休職・休暇等のために呈する願書)のそれが残されているのは稀であって、なお都合のよいことには、全五一文中の五文だけは、正史である『明宗実録』に収められているのである。

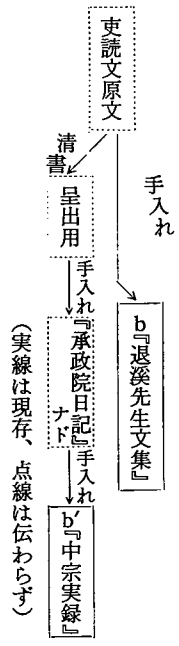
元来退溪によって書かれた吏読文の原文「乞致仕状」があり、その清書されたものは王へ呈され、原文は家に伝えられたのである。万曆二八年(一六〇〇)に門人達が『文集』を編むに際しては、その原文の吏読部分のみならず内容にまで、かなり手を入れた上、例bの如くして収録している。手入れのあった根拠としては、①「乞致仕状」五一文中の吏読の含み方に、むらが認められる。全く含まないものが一八文あり、余の三三文中には、吏読一ヶ所のものから例bの如き、或は更に多く含むもの等様々である。吏読の挿入はかなり恣意的であり、同一文脈ならば同一個所に必ず吏読が入ると言えないが、李舜臣の「状啓」等を窺うと、かなり等質的である。②ほぼ同一の内容を述べているのにもかかわらず、五一文には六〇行か

ら四行迄とかなり幅がある。形式的な文頭、文末の常套語は省略されたが多い。③『文集』『実録』共通に収められたもので、後者に「今此新除職秩 揆以義分資歷 一無可受之理 寧甘罪責終 不可祇受之事 而猶可留連待命 則猶有覲望叨進之意」(『明宗実録』卷三二、四六)とある内、傍線部は前者(『辞免工曹判書召命状』丙寅三月十四日)卷八、二一b—二二b)には見えない。等が挙げられる。

そもそも吏読文を『文集』に収録する時には、漢文に直すべきであって、況んや退溪という李朝時代のみならず、朝鮮歴史を通じて儒宗と仰がれる人物の、その人格を代表する『文集』においては、それが当然のことであった。漢文を甚だ重んじた朝鮮にあっては、吏読とは専ら吏の用いるものであって、官の用いるものではなかった。ここで何故吏読が残されているのか、興味深い問題となるが、その理由は明らかでない。編者達が一面では吏読を除去しようと思図していたことは、五一文中一八文がそれを含まないことから明白であるが、他の三三文には上述の如き大きな幅がある。恐らくは編集方針の不徹底と、携った人々の複数であったことに起因するのである。が、このような伝存の仕方が、却って朝鮮漢文の成立を考える上で、好箇の資料を呈してくれる。

一方、例bのもととなった原文は清書されて王に呈出されるが、これは王の日々の政事を記す『承政院日記』、或は各官衙(六曹)の膳録等に記録される。王(中宗)の死後に『実録』(『中宗実録』)が編纂されるのであるが、この折に『承政院日記』其の他の資料が参考される。現存する『承政院日記』はこれより後代のものであるが、既に吏読文は収載されておらず、退溪当時も恐らく同様であったと

思われる。従って例えば、『承政院日記』に原文が転載される段階で吏読の省略と、場合によっては内容の縮約が行われ、これから『中宗実録』に書き移される際にも、或る時には更なる縮約が行われる。こうして成立したのが例b'であり、この関係は左図の如く考え得る。その故『実録』所収のものは、一般にかなり短くなっている。



さて、b'はbより直接派生しているのではないが、漢文、つまり朝鮮漢文に直すために種々の手法が採られている。それを両者共通に存する部分から取り出してみると、次の如くなる。

一 吏読の省略

矣段・為白置・段・為白如乎次・為白在如中・矣・乙良

二 吏読の言い換え

- ① 以<sup>モテテ</sup> → 以<sup>シテ</sup>
- ② 必<sup>イテ</sup>于<sup>ニ</sup> 為白良置<sup>シモセド</sup> → 雖<sup>シ</sup>
- ③ 不<sup>シ</sup>諭<sup>ス</sup> → 非<sup>シ</sup>
- ④ 叱<sup>ヒ</sup>分<sup>ハ</sup>不<sup>シ</sup>諭<sup>ス</sup> → 非徒<sup>ニ</sup>
- ⑤ 并<sup>ヒ</sup>以<sup>テ</sup> → 並

三 語句の転置

- ① 大司成除授<sup>セラル</sup> → 為<sup>ル</sup>大司成<sup>ト</sup>
- ② 謝恩<sup>スルコトヲ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>ズ</sup> → 未<sup>レ</sup>得<sup>ズ</sup>謝恩<sup>ス</sup>

③ 軍職付授 → 授 軍職

四 格を交える

b'では「閔望情由乙」前已瀝血陳訴<sup>スルコト</sup>として、「閔望情由」が目的格に読まれているのに対して、b'では位置をそのままにしておいて、「閔望情由」と提示格で読むことを求めている。

このようにかなり配慮を加えつつ、漢文に高めようと努めているが、その出来上った文章は先に触れたように、実用的で且つ殺伐としたものに終っている。ここに朝鮮漢文と称される所以がある。

『文集』『実録』共に収める他の四文についても、やはり同様の手法が用いられている。

(四) 李舜臣の状啓より

前述の退溪の場合には、吏読文の原文が残っていないが、李舜臣(一五四五—一九八)の場合は現存する。それは豊臣秀吉麾下の日本水軍が朝鮮に侵入した際、李舜臣が王に呈した「状啓」(報告書)で、その原文が子孫の家に伝っている。一方、清書されて王へ差し出されたものは、『実録』等にも見当らず、失われている。状啓の現存するものは他にもあるが、それから直接に生じた朝鮮漢文を有するという点で、本資料は重要である。例文を挙げてみよう。

- c (前略) 今四月十三日申時 倭船不知其幾十隻<sup>シヤ</sup> 是大槩所見九十余隻亦 本土始出 左道柁伊島過 釜山浦了<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup> 指向次<sup>ト</sup>
- c' (前略) 今四月十三日申時 倭船不知其幾十隻 大槩所見九十余 左道柁伊島經過 釜山浦 指向

遠暗乙仍于 隻數詳細看望不得為在果 連續出來是如 進告

連續出來云

是乎等用良 僉使段置 依方略 釜山・多大浦右邊擊將以 軍船

僉使 依方略 以釜山・多大浦右邊擊將 軍船

整齊 下海待變為臥乎所 馳報是白有亦 必是歲遣船是白在果

整齊 下海待變云云 必是歲遣船

唯只九十余隻至數多出來 莫測其由叱分不喻 連續出來是如為白 而九十余隻之數多出來 莫測其由 連續出來

有去等 似非尋常是白乎等用良 防備瞭望等事 尽心檢勅 晝夜

似非尋常 防備瞭望等事 尽心檢勅 晝夜

待變亦 所屬各官浦良中 兇馬行移申勅為白乎所 臣段置 軍船

待變 所屬各官浦 兇馬行移申勅 臣 軍船

整齊 江口待變為白臥乎所 當日馳啓為乎所 関是白齊……………

整齊 江口待變之由 當日馳啓 ……………

倭船一百五十余隻 海雲台・釜山浦了以 岐等如指向是如為有在 倭船一百五十余隻 海雲台・釜山浦 指向

如中 必非歲遣船 極為可慮 △△伝通内辭縁 一々枚舉 △△

必非歲遣船 極為可慮 伝通内辭縁 一一枚舉 則動

經時刻乙仍于 舉大槩 為先伝通為去乎 營以置 次次伝通待

經時刻 故舉大槩 為先伝通 次次伝通待

變向事 為等如関是白有亦 倭船 一百五十余隻至 岐等如指向

變云 倭船 一百五十余隻至 岐等如指向

是如為臥乎所 此非尋常歲△△△之類是白乎等用良 臣段置 軍

兵船整齊 江口待變為白乎所 兼觀察使・兵馬節度使・右道水軍節

兵船整齊 江口待變 兼觀察使・兵馬節度使・右道水軍節

度使処 并以兇馬移文為白遣 沿海各官浦段置 一時兇馬 行移

度使処 並兇馬移文 沿海各官浦 一時 行移

檢數待變為白臥乎事是良爾 謹具啓聞 万曆二十年四月十五日戊

檢筋(李忠武公全書)卷二一 a—二 b)

時 節度使臣李(『壬辰狀草』万曆二十年四月二五日)

例cは状啓吏読原文で、例cは正祖十九年（一七九五）勅命で『李忠武公全書』を編纂するに当って、cから直接作り出した朝鮮漢文である。両文共に文書の受信・発信に關する個所は省略して、本文だけを挙げたが、原文であるだけにcは先例bに比べて、吏読の遙かに多いのが注目される。状啓原文は七三文残されているが、いずれもcとはほぼ同量の吏読を含んでいる。その中三文は『全書』に収録されていないが、余の七〇文は、cの如き朝鮮漢文として収められている。しかしその手直したるや、先例bよりも拙劣なもので、『全書』の編纂者達は、充分な、或は充分以上の素養を具えているにもかかわらず、極めておざなりに処理している。これを流麗な漢文に直すには、新たに作り出すほどの労苦が伴うかも知れないが、cの如く放置するのは、何故か判らない。

一々指摘しないが、本例においても前例bに於て用いられた手法一―三が、同様に行われている。cにおける「軍船整齊」「軍兵船整齊」「左道租伊島過」等は、cにおいては「整齊」「軍船」等とすべきであるのに、そうでない。更に「尽心檢飭」「昼夜待變」「所屬各官浦」「發馬移行申飭」は、吏読を除いた全くそのままである。このような点が、最も奇異感を与えるのである。

#### 四 結 び

本稿で筆者は、一般に稚拙な故に朝鮮漢文と称されるものが、実は吏読文から生じたものであることを、やや長いながらも資料を対

照しつつ述べ、正格漢文を意図しながらも、未習熟のために変格的になっているのは、それに含めないことにした。つまるところ朝鮮漢文とは、吏読文から漢文への昇華を図りつつも、充分に果し得なかつたものと言えるであろう。

朝鮮語研究においては、従来音韻論・文法論に重点が置かれて来たが、朝鮮語史における漢語・漢文の役割の大きさに鑑み、今後はこれらの研究をも、中国語学的側面を考慮しつつ進めるべきである。吏読文についても、その用いられる範囲はどのようであったか、又呈辞やその他は、文集に多く正格漢文で収められているが、吏読文・漢文の両様で書くことが許されたのか、或は文集の編者が吏読文をうまく正格漢文に直しきってしまったのか、まだまだ問題点が多い。（一九七八・一・三一）

#### 註

- ① 文体については、池上禎造「文体の変遷」（岩波講座『日本文学史』六）岩波書店、一九五九）、『岩波講座 日本語』① 文体（岩波書店、一九七七）、又朝鮮の事柄については、李基文著・拙訳『韓国語の歴史』（大修館、一九七五）、『月刊 言語』六七（大修館、一九七七・九）等を参照されたい。
- ② 稲岡耕二「万葉表記論」（桜楓社、一九七六）
- ③ 『厩蔵日記草』五冊（朝鮮史編修会編、京城、一九三六一八）
- ④ 『乱中日記・壬辰状草』（朝鮮史編修会編、京城、一九三五）（富山大学 助教授）